

財団法人 兵庫県学校厚生会寄附行為

昭和 43 年 7 月 6 日 認可
(一部改正) 昭和 45 年 3 月 27 日 認可
(") 昭和 46 年 4 月 15 日 認可
(") 昭和 48 年 2 月 27 日 認可
(") 昭和 51 年 5 月 15 日 認可
(") 昭和 52 年 5 月 16 日 認可
(") 昭和 55 年 12 月 1 日 認可
(") 昭和 58 年 4 月 1 日 認可
(") 昭和 61 年 2 月 21 日 認可
(") 平成 5 年 4 月 7 日 認可
(") 平成 18 年 6 月 21 日 認可
(") 平成 23 年 6 月 24 日 認可

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人兵庫県学校厚生会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事業所を神戸市中央区北長狭通 4 丁目 7 番 34 号におき、必要に
応じ他の場所に支部を設ける。 (46・48・55・61 年改)

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育関係者の文化・福祉の向上と生活の安定を図るとともに、教職員の
共済制度に関する条例（昭和 38 年兵庫県条例第 73 号）に基づき、教職員の相互共済及び
福利を増進し、併せて児童生徒の健全育成及び地域文化の振興を図ることによって、兵庫
県教育の振興発展に寄与することを目的とする。 (45 年改) (平成 23 年改)

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育関係者の文化と教養に関する事業
- (2) 教育関係者の福祉の向上と生活の安定を図るための福利厚生に関する事業
- (3) 教職員の共済制度に関する条例に基づく教職員のための相互共済及び福利増進に
関する事業
- (4) 地域文化の振興に関する事業
- (5) 児童生徒の健全育成に関する事業
- (6) 自然災害遺児への就学支援に関する事業
- (7) 教育研究助成に関する事業
- (8) 教育用品の供給に関する事業
- (9) その他目的を達成するために必要な事業 (45・52年改) (平成23年改)

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別紙財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産とし、これを処分し又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の3分の2以上の同意を得、主務官庁の承認を受けた場合においては、その一部に限り処分し又は担保に供することができる。

- (1) 別紙財産目録中基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産として指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、確実な銀行に預け入れ又は信託し若しくは国債、地方債等確実な有価証券にかえ保管しなければならない。

(経費支弁)

第8条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第9条 この法人の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決を経て主務官庁に報告しなければならない。

2 前項の事業計画及びこれに伴う収支予算を変更しようとしたときも同様とする。

(決算)

第11条 理事長は、毎会計年度終了後2箇月以内に、事業報告書、収支決算書及び財産目録を作成し、監事の監査意見を附し、理事会の承認を経て、主務官庁に報告しなければならない。

- 2 毎年度末に生じた剰余金は、理事会の議決を経てその一部若しくは全部を基本財産に繰り入れ又は翌年度に繰り越すものとする。

第4章 役員

(役員の種類別)

第12条 この法人には、次の役員をおく。

- (1) 理事 20人以上 34人以内
- (2) 監事 5人以上 7人以内 (45・58年改)(平成5年改)

(選任)

第13条 役員は、理事会において選任し、理事は、互選により会長1人、理事長1人並びに副理事長、専務理事及び常務理事それぞれ若干名を定める。 (45・46・51年改)

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この法人を代表し、主宰する。
- (2) 理事長は、この法人を代表し、業務を統括し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 副理事長は、会長及び理事長を補佐し、会長及び理事長に事故あるとき又は欠けたとき、理事会であらかじめ指名された者がその職務を代行する。
- (4) 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。
- (5) 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、業務を掌理する。
- (6) 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。
- (7) 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。 (45・51年改)

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。 (平成18年改)

- 2 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは引き続いてその職務を行うものとする。

(解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったとき、会長は、理事会の議決によりこれを解任することができる。 (51年改)

(費用の弁償)

第17条 役員は、有給とすることができる。

(顧問)

第18条 この法人には、顧問若干名をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、必要と認める事項につき助言する。

第5章 理 事 会

(構 成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(審議事項)

第20条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 権利の放棄又は予算を伴わない義務の負担
- (2) この法人に必要な諸規程等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認め附議した事項

(招 集)

第21条 理事会は、毎年3回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合又は理事の2分の1以上からの会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長とする。ただし、会長事故あるときは、理事長が議長となる。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して通知しなければならない。

(定 足 数)

第22条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議 決)

第23条 理事会の議決は、この寄附行為に別段の定めのある場合を除くほか、出席理事の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面の表決等)

第24条 理事会にやむを得ない理由のため出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面で表決し又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第23条の規定の適用については出席したものとみなす。

- 2 緊急の必要がある場合又は軽易な事項については、会長は書面により賛否を求めて理事会の議決にかえることができる。
- 3 前項に定める手続きについては、会長の同意を得た場合に限り、理事長の専決により行うことができる。

ただし、この場合は、次の理事会で承認を求めなければならない。 (46年改)

(監事の出席)

第25条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

ただし、議決に加わることはできない。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名(第24条に基づく書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 事務局

(組織)

第27条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け職員をおく。

- 2 職員は、有給とする。
- 3 職員の任免は、理事長が行う。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第28条 この法人の寄附行為は、理事会において、理事の3分の2以上の同意を経て、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第29条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会で理事の4分の3以上の同意を経て、主務官庁の認可を受けなければ解散することができない。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経て、主務官庁の認可を得、類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

第8章 補則

(規則への委任)

第30条 この寄附行為の運営について必要な事項は、兵庫県学校厚生会運営規則で定める。

(45年改)

附 則

- 1 この寄附行為は、主務官庁の設立許可を得た日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとする。
- 3 この法人の設立初年の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第9条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和44年3月31日までとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和55年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和61年1月27日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成18年6月21日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成23年6月24日から施行する。